

作業員及び除雪機械の常駐（備）期間

1 令和7年12月26日から令和8年3月31日まで

(1) 作業員の常駐日（期間）

令和7年12月26日から令和8年3月31日（の内 73日間）

（ただし、令和7年12月29日から令和8年1月3日、土曜日及び祝日は、常駐しない。）

常駐を要しない日

令和7年

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

常駐日 2日間

令和8年

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

常駐日 23日間

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

常駐日 22日間

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

常駐日 26日間

(2) 除雪機械の常備期間

令和7年12月26日から令和8年3月31日の内

トラクタショベル(2.1㎡以上)	1台	常備期間 令和7年12月26日～令和8年3月31日まで (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く。)
トラクタショベル(2.4㎡以上)	2台	
道路作業車	1台	常備日数 3日+28日+28日+31日 = 90日
ホイールローダ	1台	
ブルドーザー	1台	
除雪グレーダ	1台	
ロータリー除雪車	1台	
ダンプトラック	2台	

2 令和7年12月29日から令和8年1月3日までの間は作業員及び除雪機械の常駐（備）はしない。